

大口町告示第36号

大口町地域包括センター指定介護予防支援事業所運営に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町地域包括センター指定介護予防支援事業所運営に関する要綱
の一部を改正する要綱

大口町地域包括センター指定介護予防支援事業所運営に関する要綱（平成18年大口町告示第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大口町地域包括支援センター設置及び運営に関する要綱（平成18年大口町告示第43号）第4条第5号」を「大口町地域包括支援センター運営事業実施要綱（平成26年大口町告示第24号）第5条第3号」に改める。

第6条第2号中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。

第10条中「あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくものとする。」を「サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。